

ワイワイとくとく割利用規約

（とくとく割規約の概要）

第1条 ワイワイとくとく割とは、対象サービスをご利用頂くことで利用料金を割引させていただくサービスです。対象となるサービスは別表1に示します。

（とくとく割規約の適用）

第2条 株式会社ケーブルメディアワイワイ（以下「当社」といいます。）は、当社が提供する放送サービスについては「株式会社ケーブルメディアワイワイ放送サービス契約約款」、当社が提供するインターネット接続サービスについては「インターネット接続サービス契約約款」および「ワイワイひかり説明事項」、当社が提供する電話サービスについては「ケーブルプラス電話契約約款」、当社が提供するスマートテレビコースについては「スマートテレビコース利用約款」（料金表含みます。以下「約款」という。）に定めるサービスの一つとして、約款に附帯するこのワイワイとくとく割利用規約（以下「本規約」という。）により、とくとく割（以下「本サービス」という。）を提供します。

（加入契約単位）

第3条 加入契約は、加入世帯ごとまたは事業所ごとに行います。

（本サービスの提供条件）

第4条 本サービスは、別表1に定めるサービスの組み合わせのみ適応するものとします。
また、次の各号の全ての条件を満たしている場合または満たす場合にのみ提供するものとします。

- （1） 本サービスの契約者名義と約款に定めるサービスの契約者が同一である。
- （2） 本サービスで利用する施設と約款に定めるサービスで利用する施設が同一である。
- （3） 別表1に定めるサービスのうち休止中のサービスがない。

（定期契約期間）

第5条 本サービスには、約款に定める最低利用期間の他に、本サービスの提供を開始した日の属する月の翌月を1と起算して36カ月間の最低利用期間があります。

2 契約者は、最低利用期間内に解約または加入契約のコース変更があった場合には、当社が定める期日までに、別表2に定める違約金を支払っていただきます。ただし、加入契約のコース変更の申し出があった場合は、この限りではありません。

(本サービス申込方法)

第6条 本サービスの申込をするときは、予め約款および本規約を承認し、別に定める「ケーブルメディアワイワイ加入契約書」(以下「契約書」という。)に所定事項を記載・捺印のうえ当社に提出し、当社がこれを承諾したときに成立します。ただし、申込書の提出があった場合でも、当社は、次の場合には、加入申込者の申込を承諾しないことがあります。

- (1) 加入申込者が、料金等その他この約款に定める債務の支払いを、怠るおそれがあると認められる場合
- (2) その他加入申込者が、この規約に違反するおそれがあると認められる場合
- (3) 加入申込者が成年被後見人であり後見人が代理していない場合、又は加入申込者が、未成年者であり法定代理人の同意を得ていない場合
- (4) その他やむを得ない事由がある場合

(本サービスの利用の休止)

第7条 当社は、本サービスについて、約款に規定するサービスの利用の一時中止は適用しません。

(本サービスの解除)

第8条 本サービスを締結した者が、最低利用期間をもって本サービスを解約または加入契約のコース変更をしようとするときには、予め当社所定の方法により当社へ通知していただきます。また、解約または加入契約のコース変更をしようとする場合は、解約または加入契約のコース変更を希望する日の10日以上前に当社へ通知するものとします。

(割引料金の適用)

第9条 本サービスによる割引額は、本サービスの提供を開始した日の属する月の翌月から適用となります。

- 2 当社が提供する本サービスによる割引額は別表1に、本サービスの解除に伴う違約金額については別表2に定めます。その他の料金については約款の料金表の定めによります。
- 3 本サービスは、当社が別に定める割引サービスとの併用は出来ません。
- 4 契約者は消費税を支払っていただきます。

(本サービス利用者のコース変更及び契約解除について)

第10条 別表1に定めるサービスの組合せにおいてのコース変更及び一部契約解除については、最低利用期間内に関わらず、別表2に定める違約金は発生致しません。

(とくとか割利用規約の変更)

第11条 当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条

件は、変更後のとくとく割利用規約によります。

2 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

(その他の事項)

第12条 本規約に記載のない事項は、特段の記載がない限り、約款の定めに従います。

附則（実施時期）

平成28年4月1日制定施行

平成29年4月1日一部改定施行

令和7年7月1日一部改訂施行

特別な表記がない限り全て税別価格で表示しております。消費税相当額は別途加算してお支払頂きます。

別表1

ワイワイテレビ（再送信コース、レギュラーコース）、ワイワイネット（ライトコース、エコノミーコース、スタンダードコース）については、本サービスの対象外のコースとなります。

ワイワイテレビとワイワイネットの組合せ

ワイワイテレビ利用コース	ワイワイネット利用コース	割引額
プレミアムベーシックコース、簡録コース、プレミアムブルーレイコース（レンタル・買取）	with タブレットコース、スマートコース、スマートひかりコース、ビュンビュンコース（ずっと一緒割5年申込者含む）、ワイワイひかり（ずっと一緒割3年、ずっと一緒割5年申込者含む）	500円
簡録Ⅱコース、プレミアムブルーレイⅡコース（レンタル・買取）、プレミアム4Kコース	with タブレットコース、ワイワイひかり（ずっと一緒割3年、ずっと一緒割5年申込者除く）	500円
簡録Ⅱコース、プレミアムブルーレイⅡコース（レンタル・買取）、プレミアム4Kコース	スマートコース、スマートひかりコース、ビュンビュンコース（ずっと一緒割5年申込者除く）	1,700円
簡録Ⅱコース、プレミアムブルーレイⅡコース（レンタル・買取）、プレミアム4Kコース	ビュンビュンコースずっと一緒割5年、ワイワイひかりずっと一緒割3年、ワイワイひかりずっと一緒割5年	1,300円

ワイワイテレビとケーブルプラス電話の組合せ

ワイワイテレビ	ケーブルプラス電話	割引額
プレミアムベーシックコース、簡録コース、簡録Ⅱコース、プレミアムブルーレイコース（レンタル・買取）、プレミアムブルーレイⅡコース（レンタル・買取）、プレミアム4Kコース	利用	500円

ワイワイネットとケーブルプラス電話の組合せ

ワイワイネット	ケーブルプラス電話	割引額
with タブレットコース、スマートコース、ビュンビュンコース（ずっと一緒割5年	利用	500円

申込者除く)		
--------	--	--

ワイワイテレビとワイワイネットとケーブルプラス電話の組合せ

ワイワイテレビ利用コース	ワイワイネット利用コース	ケーブルプラス電話	割引額
プレミアムベーシックコース、簡録コース、プレミアムブルーレイコース（レンタル・買取）	with タブレットコース、スマートコース、スマートひかりコース、ビュンビュンコース（ずっと一緒割 5 年申込者含む）、ワイワイひかり（ずっと一緒割 3 年、ずっと一緒割 5 年申込者含む）	利用	1, 0 0 0 円
簡録Ⅱコース、プレミアムブルーレイⅡコース（レンタル・買取）、プレミアム 4 K コース	with タブレットコース、ワイワイひかり（ずっと一緒割 3 年、ずっと一緒割 5 年申込者除く）	利用	1, 0 0 0 円
簡録Ⅱコース、プレミアムブルーレイⅡコース（レンタル・買取）、プレミアム 4 K コース	スマートコース、スマートひかりコース、ビュンビュンコース、ビュンビュンコースずっと一緒割 5 年、ワイワイひかりずっと一緒割 3 年、ワイワイひかりずっと一緒割 5 年	利用	2, 1 0 0 円

別表 2

本サービスの最低利用期間	違約金
1 ヶ月～36 ヶ月	20, 0 0 0 円

解約時には、ほかに約款に定める契約解除に関する諸費用(解約月の月額利用料も含まれます。)を支払っていただきます。